

# 企業の魅力を高めて、人財を確保することが重要です

「賃金の引き上げ」「年収の壁を意識せずに働ける環境づくり」「多様で柔軟な働き方」に関する各種支援策をご活用ください



香川労働局公式  
キャラクター  
「オリビィ」

## 1 労働者の賃金を引き上げるための支援策

### 香川県最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

時間額

970円

令和6年10月2日から

52円UP

### ●雇用関係助成金

取組内容や対象者から探す場合



### ① 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業に費用を助成。【助成上限額】30万円～600万円

業務改善助成金コールセンター（フリーダイヤル・無料）

0120-366-440

受付時間 平日 9:00～17:00

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



### ② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用した場合に助成。

【支給額（1人当たり）】4万円～7万円（2.6万円～4.6万円） ※（ ）内は大企業の場合の助成額



### ③ 働き方改革推進支援助成金

中小企業・小規模事業者

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、設備投資等を行い、成果を上げた場合に費用を助成。【基本部分】25～550万円【賃上げ達成時加算額】6万円～480万円



### ④ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した場合に助成。5%以上賃上げを行った場合に助成上限額を加算。【賃上げ達成時最大】287.5万円



### ⑤ 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。訓練終了後、訓練受講者の賃上げを行った場合は加算あり。



経産省  
中小企業庁

1 中小企業向け賃上げ促進税制 サポートセンター 03-6281-9821

2 IT導入補助金 コールセンター 0570-666-376

日本政策金融公庫

3 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金） 0120-154-505



## 【賃上げの原資確保のために】

適正な価格転嫁を促進するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、価格交渉支援ツール、相談窓口、講習動画、パートナーシップ構築宣言など、様々な情報へのリンクを掲載しています。

価格転嫁の円滑化の促進

香川県庁HP



## 2 年収の壁を意識せずに働ける環境づくりのための支援策

### ●キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

2025年度末まで

年収の壁対策として、労働者1人につき最大50万円助成します！

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

106万円の壁

を意識せずに働ける環境づくりを後押しします！



短時間労働者に新たに社会保険の適用を行うとともに、適用後も手取り収入が減少しないよう、当該労働者に手当を支給したり、労働時間を延長させる取り組みを行っている場合、助成の対象となります。

# 配偶者手当を見直して、若い人材の確保や能力開発に取り組みましょう

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）



## 3 多様で柔軟な働き方を整備するための支援策

### 育児・介護休業法が改正されました（令和7年4月1日より段階的に施行されています）

#### 令和7年4月1日施行

- ・子の看護休暇の見直し
- ・常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直し
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ・介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供
- ・短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
- ・介護両立支援制度等を取得しやすい雇用環境整備の措置
- ・育児・介護のためのテレワーク等の導入（努力義務）
- ・介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ・育児休業等の取得状況の公表義務適用拡大



#### 令和7年10月1日施行

- ・柔軟な働き方を実現するための措置等
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

## 育児関係の新たな給付金が創設されました

令和7年4月1日から「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」が創設されました。

### 出生後休業支援給付金

雇用保険の被保険者の方が、「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける場合に、**両親ともに一定期間内に通算して14日以上育児休業（産後パパ育休を含む）を取得し**一定の要件を満たすと「**出生後休業支援給付金**」の支給を受けることができます。

出生後休業支援給付金の支給額（原則）＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%



### 育児時短就業給付金

雇用保険の被保険者の方が、**2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合**に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと「**育児時短就業給付金**」の支給を受けることができます。

育児時短就業給付金の支給額（原則）＝支給対象月に支払われた賃金額×10%



## 次世代育成支援対策推進法が改正されました

法律の有効期限が令和17年3月31日までに延長（令和6年5月31日施行）  
育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化（令和7年4月1日施行）  
くるみん、トライくるみん及びプラチナくるみん認定基準の改正（令和7年4月1日施行）



## 厚生労働省認定マークを取得、企業PRすることにより、優秀な人材を確保しましょう

### くるみん認定

行動計画を策定し、一定の要件を満たした事業主を子育てサポート企業として認定する制度です。認定を受けた中小事業主に対して支給される助成金もあります。令和4年4月からは、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



### えるぼし認定

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。



### ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



### もにす認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取り組み等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



これらの認定企業になると、商品等に認定マークを表示できたり、ハローワークにおいて重点的にPRを行います。

## ● 両立支援等助成金

中小企業



### 1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） 男性の育児休業を応援しましょう

男性社員が育休を取りやすい職場環境を整え、育休を取得させた場合に助成。【支給額：10～60万円】



### 2 介護離職防止支援コース

2025年4月【拡充】

仕事と介護の両立が可能な職場環境を整え、介護休業を取得させた場合に助成。【支給額：3～40万円】



### 3 育児休業等支援コース

円滑な育休取得・復帰が可能な職場環境を整え、連続3ヶ月以上の休業を取得させた場合に助成。【支給額：30万円】

### 4 育休中等業務代替支援コース 育休中の業務代替を行う従業員を労いましょう

育休や育短取得中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や代替要員を新規雇用した場合に助成。【支給額：労働者へ支給した手当額や業務代替期間に応じて変動あり。最大140万円】

### 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース より柔軟な働き方を進めましょう

育児中の方が利用できる柔軟な働き方を導入し、利用者支援を行った場合に助成。【支給額：20～25万円】

### 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース 女性の健康課題を支えられるようにしたい！

不妊治療や女性の健康課題（月経等）と仕事の両立が可能な職場環境（休暇制度等）を整え、利用させた場合に助成。【支給額：30万円】

## テレワークを推進しましょう



使用者が適切に労務管理を行い、**労働者が安心して働くことができる**良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組みがガイドラインにまとめられていますので、ご活用ください。



## ● 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

中小企業

テレワーク制度を導入し、人材確保や雇用管理改善等の効果をあげた場合に対象経費の一部を助成。

（支給額）【制度導入助成】1企業あたり20万円

【目標達成助成】1企業あたり10万円（賃上げを行った場合：15万円）



## 同一労働同一賃金を進め、働きがいのある職場づくりを行いましょ

正社員とパート・有期雇用労働者、派遣労働者との間の不合理な待遇差を解消することで魅力のある・働きがいのある職場づくりを行いましょ。不合理な待遇差の有無を点検するための支援ツールやガイドラインが掲載されていますのでご活用ください。



## ● キャリアアップ助成金（正社員化コース）

有期雇用労働者等を**正社員化**した場合に、労働者1人当たり20万円～80万円（15万円～60万円）を助成します。

【重点支援対象者★】

【左記以外】

★重点支援対象者には要件があります。

【有期→正規】 80万円（60万円）

40万円（30万円）

※（ ）内は中小企業以外の助成

【無期→正規】 40万円（30万円）

20万円（15万円）

その他、以下の取組に対する加算措置があります。

・正社員転換制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 20万円（15万円）

・多様な正社員制度を新たに規定し転換 1事業所当たり 40万円（30万円）



## 多様な正社員制度・勤務間インターバル制度を導入しましょ

「多様な正社員制度（職務、勤務地、労働時間を限定した働き方）」、「勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する仕組み）」を導入し、働き方改革を推進しましょ。

## 香川働き方改革推進支援センターの専門家に相談してみましょ

中小企業

無料

働き方改革を推進する事業者を支援するために、「働き方改革」に関する一般的な相談や技術的な助言・提案について専門家（中小企業診断士・社会保険労務士など）が**無料で相談対応**しています。



0120-000-849

（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日 9:00～17:00

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



# 他の事業主に長時間労働を生じさせないよう配慮しましょう

○事業者は、2019年4月から、取引先の事業者などに**長時間労働を生じさせないよう取引上配慮**に努めることが義務付けられています。

- ×著しく短い期限
- ×発注内容の頻繁な変更
- ×長時間の荷待ち

労使団体トップや香川県知事がこうしたアクションを県内で進めることを共同宣言しました（2023年10月）



○一般市民の方も、働く人のため、仕事を「**妨げない」「増やさない」「勤務時間外にさせない**」-「**3つのしない配慮**」をお願いします。

- ×荷物の再配達
- ×救急外来のコンビニ受診

アクション例



建設業

ドライバー

医師

エッセンシャルワーカーも健康を守るため、他の職業に続いて残業規制が始まりました  
-顧客の意向に関わらず、上限時間を超えて荷物の配送や建設業務はできません-

## ● 無期転換ルールをご存知ですか？

無期転換ルールとは、同一の事業主との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

2024年4月から有期契約労働者に対する明示事項が追加されています。

無期転換ルールの詳細はこちら



労働条件明示事項の追加  
詳細はこちら（2024年義務化）



無期転換ルールの特例の  
詳細・申請書等はこちら



募集時明示事項の追加  
詳細はこちら（2024年義務化）



## ● カスタマーハラスメント・就活ハラスメントに関する取組を進めていきましょう

顧客等からの著しい迷惑行為について雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう雇用管理上の配慮を行うことが望ましいとされています。

カスタマーハラスメント対策  
企業マニュアルはこちら



就職活動中の学生等求職者に対し事業主自身や労働者の言動に注意し雇用管理上の配慮を行うことが望ましいとされています。

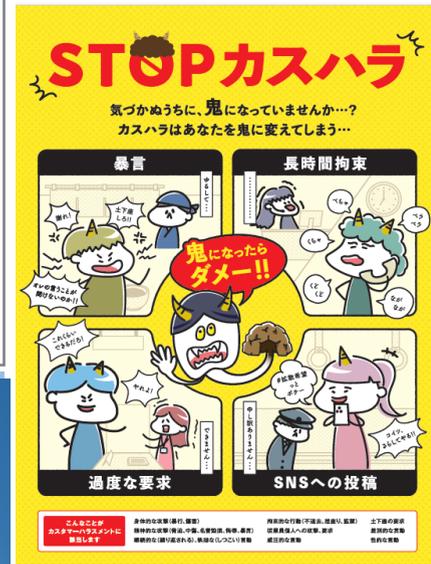
就活ハラスメント防止対策  
企業事例集はこちら



職場のハラスメントに関する情報は、「あかるい職場応援団」に掲載されていますので参考にしてください。



あかるい職場応援団  
ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト



香川労働局 香川県



香川労働局公式  
キャラクター  
「オリッピー」

## フリーランスと取引を行う事業者の皆様へ (フリーランス取引に係る法律が令和6年11月1日から施行)

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、発注事業者が守るべき義務と禁止行為が定められました。ハラスメント防止措置、募集情報の的確表示、取引条件の明示、期日における報酬支払など就業環境や取引に関する義務や禁止行為が定められています。詳細は二次元コードでご確認ください。



## 香川労働局内の主なお問合せ先

相談内容	機関名	所在地	電話番号	開庁日・時間 ※土日祝日及び 年末年始を除く
男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法、 パートタイム・有期雇用労働法など	雇用環境・ 均等室	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 北館2階	087-811- 8924	平日 8:30～ 17:15
・両立支援等助成金 ・働き方改革推進支援助成金 ・業務改善助成金 ・人材確保等支援助成金 (テレワーク)	助成金センター	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー 棟12階	087-823- 0505	平日 9:00～ 17:00
上記以外				平日 8:30～ 17:15

専用駐車場はありません！  
(サンポート合同庁舎駐車場は利用できません)  
公共交通機関または周辺の有料駐車場をご利用下さい